竹原市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金 申請の流れ

●事業概要

特殊詐欺の被害及び悪質な業者からの電話勧誘をきっかけとした消費者トラブルを防止することを目的として、特殊詐欺を防止する機能を有する固定電話機等の購入費用の一部を補助します。

- ●補助対象者(次の要件に全てあてはまる方)
 - ・竹原市の住民基本台帳に記録された住所に居住している方
 - ・申請日において、満65歳以上の者のみで構成される世帯であること
 - ・世帯全員が本市に納付すべき市税を滞納していないこと
- ●補助対象機器(竹原市内の店舗で購入したものに限る)

次のいずれかの機能を有する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器

- ・事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能
- ・通話の内容を自動的に録音し、かつ着信の相手に対し録音する旨の警告を自動的に行う機能
- ・特殊詐欺の可能性が疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する機能
- ※購入する固定電話機又は固定電話に接続して用いる機器の機種は<u>「全国防犯協会連合会の推奨する</u> 優良防犯電話推奨品」を参考としてください。

●補助金の額

購入費用の2分の1、上限10,000円(100円未満切り捨て)を補助します。 ※1世帯1台まで

【例】販売価格18,500円の固定電話機を購入する場合

18,500円×1/2=9,250円(100円未満切り捨て)

→ 補助額 9,200円

※次の費用については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

- ・既に購入した固定電話機等の費用
- ・固定電話機の送料、設置費、ナンバーディスプレイ等の付随サービス料
- ・クレジットカードのポイント及び、各店舗のクーポン、ポイント等ご利用分
- ・通販または竹原市外の店舗で購入した費用

●受付期間

令和6年2月29日まで

※受付期間内であっても、申請順に受付し予算額に達し次第、受付を終了します。

●交付申請

所定の補助金交付申請書(様式第1号)に記入し、次の添付書類を添えて、購入の前に市へ提出して ください。

- ①電話機等の購入予定額が確認できる見積書等の写し
- ②電話機等の機能が確認できるカタログ等の写し
- ※③世帯全員の住民票の写し
- ※④世帯全員が市税の滞納がないことを証する書類
 - ※市が世帯状況や市税の納付状況を確認することに同意いただける場合は、③・④の書類の提出は不要です。

●交付決定

交付申請書の提出後、市が申請内容を確認し、交付が適当と認めたときは、2週間前後で補助金交付 決定通知書を送ります。

※交付決定後に申請内容に変更がある場合は、所定の補助金変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)の提出が必要になりますので、危機管理課までお問い合わせください。

●実績報告

電話機等の<u>購入・設置終了後30日以内か令和6年2月29日のいずれか早い日までに</u>、所定の補助 金実績報告書兼請求書(様式第6号)に記入し、次の添付書類を添えて提出してください。

①購入時の領収書(氏名並びに電話機等の品名、品番、本体価格、購入事業者名及び購入日の記載が あるものに限る)

●補助金額の確定通知及び振込

実績報告書兼請求書の提出後、内容を確認し、補助金額確定通知書を送付し、指定された口座へ補助 金を振り込みます。

●申請窓口・問い合わせ先

 $\mp 725 - 8666$

竹原市中央五丁目1番35号

竹原市危機管理課 市役所2階

電話 0846-22-2283

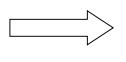
※申請書類は危機管理課窓口のほか、忠海支所、市ホームページ、市内販売店舗などから入手できます。

申請の流れ

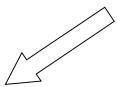
申請者

竹原市

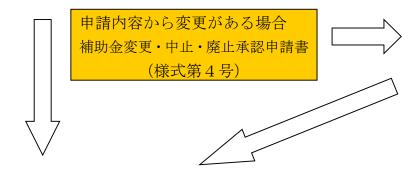
補助金交付申請書提出 (様式第1号)



書類審査 補助金交付決定通知書発送



機器購入



書類審査 変更交付決定通知書発送

実績報告書兼請求書提出 (様式第6号)



審査

補助金額確定通知書発送補助金交付(指定の口座に振込)